



2025 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社エンバイオ・ホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中村 賀一
(コード番号：6092 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 経 理 部 長 田中 雅弘
T E L 03-5297-7155(代表)

譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 12 月 2 日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 18,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 633 円
(4) 処分総額	11,394,000 円
(5) 割当予定先	当社取締役（社外取締役を除きます。） 3 名 3,900 株 当社従業員 8 名 3,300 株 当社子会社取締役 5 名 5,300 株 当社子会社従業員 15 名 5,500 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021 年 5 月 26 日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事で、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2021 年 5 月 26 日の取締役会で決議しております。

また、2019 年 5 月 22 日付「譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的かつ企業価値の向上を図ることを目的として、また、継続的な勤務を促すことを目的として、付与される株式に譲渡制限期間を設定した特定譲渡制限付株式制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2019 年 5 月 22 日の取締役会で決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役 3 名に対し、金銭報酬債権合計 2,468,700 円（以下、現物出資財産として給付されることとなる金銭報酬債権を総称して「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の当社取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 3 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 3,900 株を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現す

るため、譲渡制限期間を当社の取締役の地位を退任する日までとしております。

また、当社及び当社子会社は、本日開催のそれぞれの取締役会において、当社子会社の取締役（以下、対象取締役と総称して「対象取締役等」といいます。）並びに当社及び当社子会社の従業員（以下、「対象従業員」といいます。なお、対象取締役等と対象従業員を総称して「割当対象者」といいます。）28名に対して本金銭報酬債権合計8,925,300円を支給することを決議し、同じく本日開催の当社取締役会において、本制度に基づき、当社子会社の取締役及び対象従業員28名が当社又は当社子会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式14,100株（以下、割当対象者向けに処分する株式を総称して「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社は割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

<対象取締役等を対象とする本割当契約>

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、2025年12月2日（以下、「本処分期日」という。）から当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失する日若しくは本処分期日の属する事業年度にかかる有価証券報告書提出の日のいずれか遅い日まで（以下、「対象取締役譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた本割当株式（以下、「取締役向け本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が取締役向け本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、当該対象取締役等が保有する取締役向け本割当株式の全部について、対象取締役譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役等が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、死亡により退任した場合、対象取締役等が保有する取締役向け本割当株式のうち全株式について、当該退任の時点をもって譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役等が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、死亡による退任以外の理由により退任した場合には、当社は当該対象取締役が保有する取締役向け本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない取締役向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する取締役向け本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない取締役向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

<対象従業員を対象とする本割当契約>

(1) 譲渡制限期間

本割当株式の対象者である対象従業員は、本割当株式の払込期日から2026年12月1日までの間（以下、

「対象従業員譲渡制限期間」といいます。)、割当てを受けた本割当株式(以下、「従業員向け本割当株式」といいます。))について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が対象従業員譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、当該対象従業員が保有する従業員向け本割当株式の全部について、対象従業員譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない従業員向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象従業員譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から当該承認の日(以下、「組織再編等承認日」といいます。))を含む月までの月数を12で除した数に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する従業員向け本割当株式の数を乗じた数の株数(但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。))について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない従業員向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

4. 本割当株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日(2025年9月25日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である633円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上